

令和8年度 健康診査及び歯科健康診査受診勧奨通知作成等業務にかかる仕様書

1. 業務の概要

大阪府後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）は、受託者に対象者データ等を提供し、受託者は提供を受けたデータを使用して広域連合の指示する健康診査受診勧奨通知（以下、「医科健診勧奨通知」という。）及び歯科健康診査受診勧奨通知（以下、「歯科健診勧奨通知」という。）を作成し、発送する。

2. 業務委託期間

契約締結日から令和8年11月30日まで。

3. 契約形態

単価契約

4. 支払い方法

業務完了後、一括支払い。

5. 業務内容

(1) 勧奨通知のデザイン及び作成

①広域連合が提供するデータ

●医科健診勧奨通知対象者CSV 約 203,000 件 （令和8年10月中旬提供）

●歯科健診勧奨通知対象者CSV 約 30,000 件 （令和8年10月下旬提供）

（被保険者番号、被保険者氏名（カナ）、被保険者氏名（漢字）、送付先郵便番号、送付先住所、送付先氏名、保険者番号、本人郵便番号、本人住所、通し番号）

※使用するフォント：K A J O _ J フォント

※外字については、広域連合がコード化したものを別途提供する。

②勧奨通知様式

●医科健診勧奨通知 （別紙1-1、島本町分のみ別紙1-2）※サンプル（配置、イラスト、文字数など調整あり）。

●歯科健診勧奨通知 （別紙2-1、島本町分のみ別紙2-2）※サンプル（配置、

イラスト、文字数など調整あり)。

宛名バーコード付大判はがき(最大 120mm×235mm で、縦横 10mm 程度小さいものまで許容。紙質は上質紙 135kg 程度とする)、両面印字で 4 色刷りとする。バーコードは受託者で作成すること。

広域連合が提供するデザイン案に基づき受託者にて作成し、校正を実施すること。なお、勸奨通知の文言、デザインは変更する場合がある。

検品については広域連合と十分な打ち合わせを行い、その指示により実施すること。また、勸奨通知送付前に見本を 2 5 部作成し、広域連合に納品すること。

(2) 勸奨通知の発送

● 医科健診勸奨通知発送予定日：令和 8 年 1 1 月中旬

● 歯科健診勸奨通知発送予定日：令和 8 年 1 1 月下旬

- ・ 発送日は後日広域連合が指定する。
- ・ 郵便区内特別郵便物で送付できるよう、必ず郵便局と事前調整を行うこと。郵便物を円滑に発送するため、郵便局差出時の区分方法及び差出方法等の諸条件については、差出郵便局(新大阪郵便局)が指示する区分作業を行い、指定する輸送容器にて持ち込み、重量その他差出郵便局が指示する事項を記録したデータ等を作成し提出するなど、郵便約款に従うこと。
- ・ 送付に必要な郵送料は広域連合が負担する。料金後納郵便物差出票を作成し、広域連合に提出し、広域連合の押印をした料金後納郵便物差出票を受け取り、郵便局に差し出す。なお、送付先住所が島本町のものは郵便区内特別郵便物とならないことに留意すること。また、配達局ごとに区分したときに 100 通未満となった場合は郵便区内特別郵便物の条件を満たさないため、その配達局に該当する対象者の勸奨通知様式は別紙 1-2、別紙 2-2 を使用すること。

6. 情報セキュリティ管理等

- (1) データの授受は電子媒体(DVD-R 等)により行う。授受の際の確認方法・運搬での安全対策など、個人情報漏洩事故が起こらないよう十分な対策を講じること。
- (2) 本業務以外の目的でデータの複製を作成しないこと。また、ファックス及び電子メールによる転送は一切行わないこと。
- (3) 本業務終了後は、受託者側に残存するデータはすべて削除すること。

7. 業務上知り得た情報の秘密保持

受託者及び受託者の業務従事者（直接、間接を問わず本業務にかかわる全ての者）は、業務上知り得た情報を第三者に漏洩したり開示したりしてはならない。また、本業務遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本契約終了後においても同様とする。

8. 留意事項

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は、当広域連合に質問し、その指示を受けること。
- (2) 本業務の実施に際しては、常に広域連合と連絡を密にとり、責任をもって行うこと。
- (3) 受託者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ広域連合の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書に基づき締結される業務委託契約の内容が履行されない状況が生じた場合や、文書により業務改善を通知したものが一定期間過ぎても改善が図られない場合、また、6に記載する情報の漏洩等が発生した場合は、広域連合は契約を解除し、それによって生じた損害については受託者が賠償する責任を負うものとする。
- (5) その他本仕様書に定めのない事項については、その都度広域連合・受託者双方協議のうえ定める。